

令和6年9月版

【居宅訪問型保育事業者（事業所）対象】

「認可外保育施設指導監督基準」等 について

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課
事業者指導担当

1

世田谷区による居宅訪問型保育事業の指導監督について

●児童福祉法第59条第1項

…都道府県等による、居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）に対する指導監督を規定。

●令和2年4月1日、世田谷区に児童相談所が設置されたことに伴い、
居宅訪問型保育事業者に対する指導監督権限が東京都から世田谷区に移管。

●世田谷区は、「認可外保育施設に対する指導監督要綱」を制定し、
「認可外保育施設指導監督基準」（別表第1）・「評価基準」
（別表第2）により指導監督を実施。

※指導監督の一環として、各事業者に対し、報告徴収（運営状況報告）
・集団指導等を実施。

2

“無償化に関する条例”の施行について（重要）

令和4年4月1日

「世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例」施行

⇒経過措置期間（令和6年9月30日まで）の適用に関わらず、令和4年4月1日以降、世田谷区では、国が定める「基準を満たす旨の証明書」が交付されている事業者のみ、無償化の対象事業者となった。

※世田谷区在住の方が利用する場合。

3

1 保育に従事する者の数及び資格

（1）保育に従事する者の数

✓原則として、保育従事者1人に対して、乳幼児1人

※兄弟姉妹とともに利用する場合など、保護者が契約で同意している場合を除く。

（2）保育に従事する者の有資格者の数

✓有資格者（※1）又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修修了者等（※2）

※1…有資格者：保育士、看護師、保健師、助産師

※2…詳細は次頁参照。

（3）保育士の名称

✓保育士でない者を、「保育士」「保母」「保父」その他これに紛らわしい名称で使用することは禁止。

4

1 保育に従事する者の数及び資格

【都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修等】

- 家庭的保育者等研修（基礎研修）
- 居宅訪問型保育研修（基礎研修）
- 子育て支援員研修（専門研修（地域保育コース））
- 認可外の居宅訪問型保育研修
- ベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
（公益社団法人全国保育サービス協会が実施）
- 指定保育士養成施設が実施する、公益社団法人全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修

5

2 保育室等の構造設備及び面積

- ✓ 業務を行う事業者の事務所に、事業の運営を行うために必要な広さを有する、専用の区画を設ける。

※事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事務所のこと。

- ✓ 保育の実施に必要な備品等を備えるよう、保護者に協力を求める。

【例（子どもの健康や安全管理に関わるもの）】

◇玩具

◇救急用品

（体温計、水まくら（冷却シート等でも可）、消毒薬、絆創膏類 等）

6

3 非常災害に対する措置

4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- ✓ 地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む）について定めた業務マニュアルを整備。
- ✓ 業務マニュアルを各保育従事者に周知。
- ✓ 定期的に訓練等を実施。
- 訪問後、避難経路・消火器の設置場所等の確認を行うこと。
- 事前に、緊急時の引き渡し場所を保護者と調整し、記録しておくこと。

7

5 保育内容

（1）保育の内容

… 「保育所保育指針」（※）を参考に適切な保育を行う。

※厚生労働省HP（「保育所保育指針」で検索）に掲載されているので、必ず確認を！

- ✓ 乳幼児一人ひとりの心身の発育や発達の状況を把握し、保育を行う。
- ✓ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮。
- ✓ 乳幼児の生活のリズムに沿った保育を実施。
- ✓ 漫然と乳幼児にテレビやビデオを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的な」保育にならないようにする。

8

5 保育内容

(1) 保育の内容（続き）

✓ 以下の事項を定めた業務マニュアルを整備し、取組を実施。

- ①子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項
- ②乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食、食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項
- ③子どもの遊び等に関する事項
- ④保育の実施に関して留意すべき事項

✓ 業務マニュアルを各保育従事者に周知。

9

5 保育内容

(2) 保育に従事する者の保育姿勢等

●保育に従事する者の人間性と専門性の向上

…保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）に関する事項を定めた業務マニュアルを整備し、取組を実施。

✓ 業務マニュアルを各保育従事者に周知。

✓ 研修計画を作成の上、各保育従事者に対し、研修を実施。

※保育に従事する前（採用時等）に実施することが望ましい。

※質の向上のため、定期的な実施が望ましい。

✓ 保育所保育指針の理解に努める。

10

5 保育内容

(2) 保育に従事する者の保育姿勢等（続き）

●乳幼児の人権に対する十分な配慮

- ✓ 身体的苦痛又は精神的苦痛を与えないよう、乳幼児の人権に十分配慮。

●児童相談所等の専門的機関との連携

- ✓ 虐待等不適切な養育が疑われる場合、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとる。

[参考] 世田谷区児童虐待通告ダイヤル…0120-52-8343（24時間、365日対応）

- ✓ 心身の発達に遅れが見られる場合や、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関等の連絡先を把握し、適切な対応に努める。

[参考] 発育・発達全般の相談…各総合支所保健福祉センター健康づくり課 保健相談係

5 保育内容

(3) 保護者との連絡等

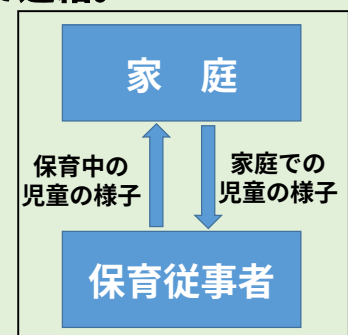
●保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施

- ✓ 連絡帳等により、児童の様子を家庭⇄保育従事者で連絡。

●保護者との緊急時の連絡体制

- ✓ 緊急時に保護者に早急に連絡できるよう、緊急連絡先を把握。

- ✓ かかりつけ医等の緊急時に必要な連絡先を把握。



6 給食

(1) 衛生管理の状況

- ✓ 食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払う。
- ✓ 配膳も衛生的であること。

(2) 食事内容等の状況

- ✓ 乳児にミルクを与えた場合、ゲップなどの授乳後の処置を行う。
- ✓ 離乳食摂取後の乳児は、食事後の状況に注意を払う。
- ✓ アレルギー疾患等を有する子どもは、保護者と連携し、医師の判断及び指示（生活管理指導表等）に基づき、適切な対応を行う。

13

7 健康管理・安全確保

(1) 乳幼児の健康状態の観察

- ✓ 預かりの際、健康状態の観察を行い、保護者から乳幼児の状態の報告（連絡帳を活用することを含む）を受ける。

※預かり前に、「事前ヒアリングシート」等により、乳幼児の健康状態を把握すること。

- ✓ 引き渡しの際、健康状態の観察を行い、保護者へ乳幼児の状態を報告する。

[預かり・引き渡しの際に観察する内容]

◇体温 ◇排便 ◇食事 ◇睡眠 ◇表情 ◇皮膚の異常の有無 ◇機嫌 等

14

7 健康管理・安全確保

(2) 職員の健康診断

- ✓ 職員の健康診断を、採用時及び1年に1回実施。
- ✓ 食事の提供（調理）や調乳を行う場合は、月に1回程度、検便を実施。

(3) 感染症への対応

- ✓ 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策について定めた業務マニュアルを整備し、取組を実施。
- ✓ 業務マニュアルに定めた感染予防策に関する取組を各保育従事者に周知。

15

7 健康管理・安全確保

(4) 乳幼児突然死症候群等に対する注意

- ✓ 睡眠中の乳幼児の顔色や、呼吸の状態を、きめ細かく観察。
- ✓ 睡眠チェックを記録。
- 記録がなければ、睡眠チェックが適切に実施されていたか確認できない。
- 万が一の事故が発生した場合に備え、必ず記録を作成し、保管すること。

【頻度（目安）】

0、1歳児：5分毎 2歳児：10分毎 3歳以上児：15分毎

16

7 健康管理・安全確保

(4) 乳幼児突然死症候群等に対する注意（続き）

- ✓ 窒息リスク除去の観点から、乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせる。
- ✓ 「うつ伏せ」や「横向き」から仰向けにした場合も記録をする。
- ✓ 保育中は禁煙を厳守。
- ✓ 乳幼児突然死症候群等に対する注意について定めた業務マニュアルを整備し、各保育従事者に周知。

17

7 健康管理・安全確保

(5) 安全確保

●安全計画

- ✓ 安全計画を策定し、乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施。

※安全計画の雛形は、世田谷区HP（ページID：1601）に掲載。

- ✓ 職員に対し、安全計画について周知。

（例）●事務室内に掲示 ●各職員に紙回覧

●職員同士のSNS等で共有 ●職員会議で共有 等

- ✓ 安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施。

→定期的に実施する研修について、策定した安全計画に定める内容を含めて実施。

→業務マニュアルに基づき実施する訓練について、策定した安全計画に定める内容を含めて実施。

18

7 健康管理・安全確保

(5) 安全確保（続き）

- ✓ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知。
→安全計画に基づく取組等を実施していることが、保護者に分かるようにしておく。

(例)

- 各保護者に紙配布
- 事業所のHPに掲載
- 各保護者が閲覧できるアプリ等に掲載

19

7 健康管理・安全確保

(5) 安全確保（続き）

- 室内
 - ✓ 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理を図る。
 - × 危険物が置かれている
 - × 書庫等が固定されていない
 - × 落下する恐れがある物がある
 - × 電源コード・コンセント類が危険
 - ✓ 不審者が施設内に立ち入らないよう対策（施錠の徹底等）。
 - ✓ 緊急時における、児童の安全を確保する体制を整備。

20

7 健康管理・安全確保

(5) 安全確保（続き）

●その他

- ✓ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習（消防署等の救命講習等）を定期的に受講。
- ✓ 賠償責任保険に加入するなどし、保育中の万が一の事故に備える。
- ✓ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認。

21

7 健康管理・安全確保

(5) 安全確保（続き）

…以下の事項を定めた業務マニュアルを整備し、取組を実施するとともに、その内容について各保育従事者に周知。

- ①安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構えに関する事項
- ②保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認に関する事項
- ③室内、室外の安全確認チェックポイント（リスト）
- ④ケガや急病等における応急手当の方法（実践）に関する事項
- ⑤「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等に関する事項
- ⑥児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法に関する事項
- ⑦事故発生時における対処方法及び連絡体制に関する事項
- ⑧事故等発生後における詳細な内容等の報告に関する事項

22

7 健康管理・安全確保

(5) 安全確保 (続き)

●事故報告 (世田谷区へ報告が必要な事故)

- ①死亡事故
- ②治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等
- ③上記①・②以外にも、その他、重篤な事故や、事故に直結するような事件・事故や、感染症等の発生時
 - ア 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じたとき
 - イ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけたとき
 - ウ その他、児童の生命又は身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合

次のスライドに続きあり

23

7 健康管理・安全確保

(5) 安全確保 (続き)

●事故報告 (世田谷区へ報告が必要な事故) (続き)

- ④医療機関を受診した事故 (顔や首から上の怪我、傷、歯損傷等で受診の要否の判断が難しい場合は受診することを原則とする)、救急搬送
- ⑤損害賠償の発生
- ⑥職員 (従事者) の法令違反行為、著しい非行行為、虐待が疑われる行為
- ⑦飛び出し、誤飲誤食、閉じ込め等
- ⑧災害等の発生
- ⑨その他保育施設が報告を必要と判断するもの及び区が報告を求めるもの

✓ 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録。

24

8 利用者への情報提供

(1) 施設及びサービスに関する内容の提示

以下の事項について、**書面等（事業所のHPやパンフレット等）**による提示等を行う。

- a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名
- b 事業所の名称及び所在地
- c 事業を開始した年月日
- d 保育提供可能時間
- e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及び理由
- f 利用定員
- g 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- h 設置者及び職員に対する研修の受講状況

次のスライドに続きあり

25

8 利用者への情報提供

(1) 施設及びサービスに関する内容の提示（続き）

- i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- j （提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- k 緊急時等における対応方法
- l 非常災害対策
- m 虐待の防止のための措置に関する事項
- n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

※令和6年4月より、上記事項について、「ここdeサーチ」に掲載。

26

8 利用者への情報提供

(2) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付
以下の事項について、利用者に書面等により交付。

⇒**具体的には、利用契約書、重要事項説明書 等**

- a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- c 事業所の名称及び所在地 d 事業所の管理者の氏名
- e 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- g (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

27

8 利用者への情報提供

(3) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明
✓ 契約内容及びその履行に関する事項（利用時間、利用料金、緊急時の対応等）について、適切に説明。

9 備える帳簿

(1) 職員に関する帳簿等の整備

●職員の氏名、連絡先、採用年月日等が記載された帳簿

⇒**履歴書**

●職員の資格を証明する書類（写）

⇒**資格証明書（保育士証、看護師免許証等）、保育に従事する者に関する研修の修了証**

28

9 備える帳簿

(1) 職員に関する書類等の整備 (続き)

●労働基準法その他の法令に基づき、事業所ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等 (必要記載事項)

◇労働者名簿

①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類、
⑦雇入の年月日 ⑧退職の年月日及びその事由 等

◇賃金台帳

①労働者氏名 ②性別 ③賃金の計算期間 ④労働日数 ⑤労働時間数
⑥時間外労働時間数 ⑦基本給や手当などの額 ⑧税金などの控除額 等

◇雇用契約書 (労働条件通知書・雇入通知書)

①労働契約の期間 ②就業の場所・従事する業務の内容
③始業・終業時刻、時間外労働時間の有無、休憩時間、休日、休暇等
④賃金に関する事項 ⑤退職に関する事項 (解雇の事由を含む)

29

9 備える帳簿

(2) 利用乳幼児に関する書類等の整備

●利用乳幼児の氏名、生年月日、健康状態

保護者の氏名、連絡先

} が確認できる書類

⇒保護者からの申込書、児童の健康状態に関する記録 等

●乳幼児の利用記録が確認できる書類

⇒児童の預かり記録 等

●契約内容等が確認できる書類

⇒利用契約書・重要事項説明書 (契約時に保護者に交付した書類) 等

30

10 設置者の経営姿勢

- ✓ 児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進。
- ✓ 最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢である。
- ✓ 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢である。
- ✓ 保育サービスを実施する責任者として適切な対応をとる。

31

ページIDによる検索方法

The screenshot shows the Setagaya City website with a search menu open. A red circle highlights the '検索メニュー' (Search Menu) button in the top right corner. A blue callout bubble points to it with the text '①「検索メニュー」をクリック。' (Click the 'Search Menu').

Below the search menu, there are two search options: 'キーワードから探す' (Search by keyword) and 'ページIDから探す' (Search by page ID). The 'ページIDから探す' option is selected, and the page ID '1601' is entered into the search box. A red circle highlights the '1601' input. A blue callout bubble points to it with the text '②ページIDを入力。' (Enter the page ID).

On the left side of the page, there is a text box that reads: 「認可外保育施設指導監督基準」等の詳細は、世田谷区HP（ページID：1601）からご確認いただけます。」 (For details on the 'Guidelines for Supervision and Guidance of Unlicensed Childcare Facilities' etc., you can check the Setagaya City HP (Page ID: 1601)).

32

ご視聴ありがとうございました。

[本件担当]

世田谷区 子ども・若者部

保育認定・調整課 事業者指導担当

電話 03-5432-2402